

第 53 号 議 案

令和 6 年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ184,607千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103,172千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 7 年 2 月 21 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰 入 金		千円 75,909	千円 Δ71,280	千円 4,629
	1 一般会計繰入金	75,909	Δ71,280	4,629
2 繰 越 金		1,275	Δ392	883
	1 繰 越 金	1,275	Δ392	883
3 諸 収 入		210,595	Δ112,935	97,660
	1 貸付金元利収入	210,595	Δ112,935	97,660
歳 入 合 計		287,779	Δ184,607	103,172

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 商 工 費		千円 287,779	千円 Δ184,607	千円 103,172
	1 商工業費	77,134	Δ71,802	5,332
	2 公 債 費	210,645	Δ112,805	97,840
歳 出 合 計		287,779	Δ184,607	103,172